

# 令和8年度施行 業務説明書（公示用）

業務名 南区樹木伐採剪定業務

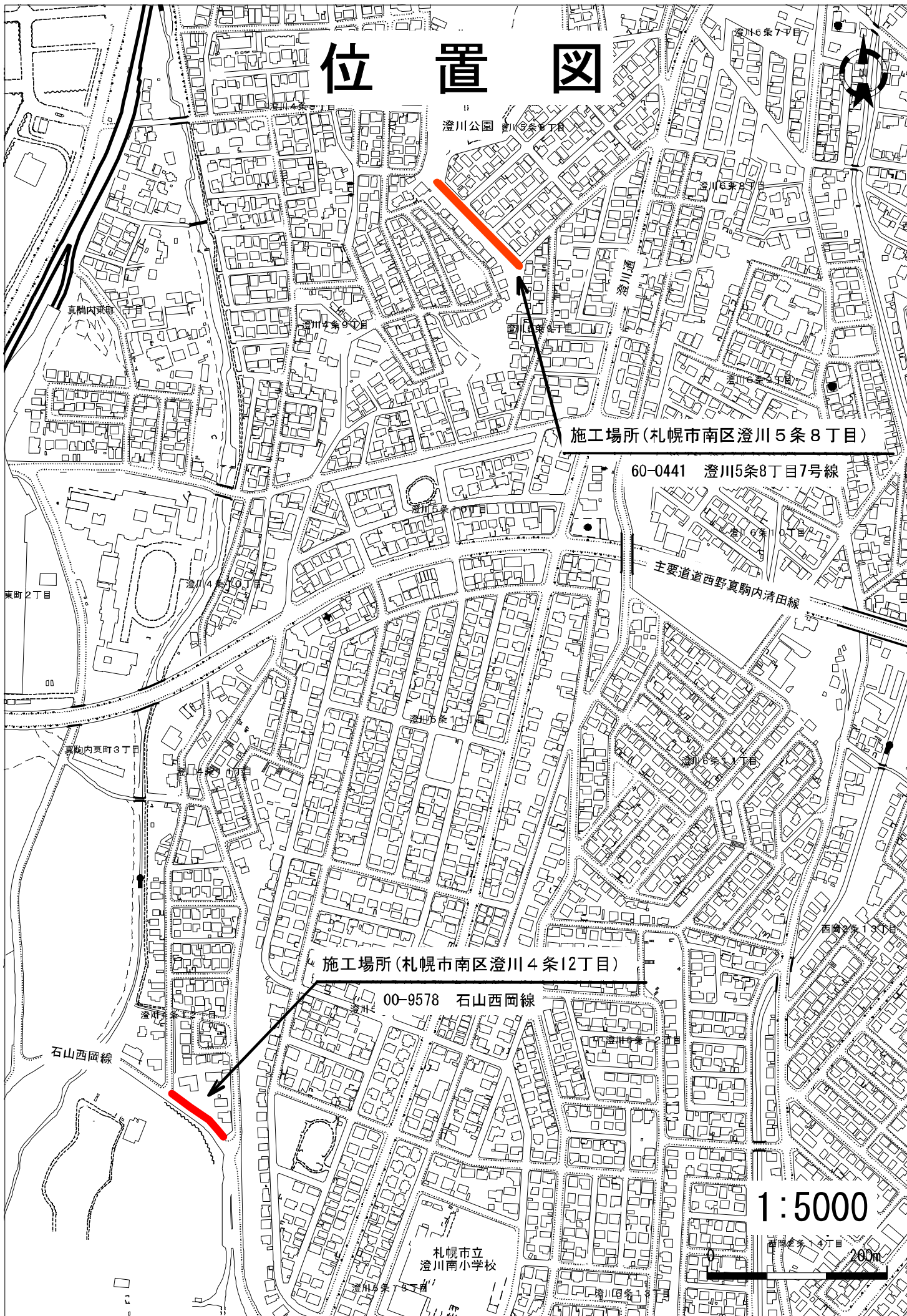
---

令和 8 年 9月 単価適用

札幌市南区土木部

札幌市

# 位置図



施工場所(札幌市南区澄川5条8丁目)

60-0441 澄川5条8丁目7号線

施工場所(札幌市南区澄川4条12丁目)

00-9578 石山西岡線

1:5000

0 200m

# 位置図



施工場所(札幌市南区澄川2条2丁目ほか)

60-9201 澄川歩道2号線

札幌市立  
平岸中学校

福住・桑園通

1:5000

0 200m

札幌市立  
澄川西小学校



令和8年度  
南区樹木伐採剪定業務 仕様書

札幌市南区土木部維持管理課

## 第1節 総 則

樹木伐採剪定業務は、『道路の機能及び美観の保持並びに沿道環境の保全を図るため、適切な伐採・剪定を実施し、通行者および近隣住民の安全を確保する』ことを目的として行うものであり、業務委託の実施にあたっては、業務の目的を十分に理解し、効果的かつ適正に業務を遂行するよう努めなければならない。

### 1 適用範囲

本仕様書は、札幌市南区土木部維持管理課が発注する樹木伐採剪定業務に適用する。

### 2 用語の定義

- (1) 担当職員とは、業務主任及び副主任である札幌市の職員をいい、業務に関する事務を担当し、受託者との連絡・調整を行う。
- (2) 指示とは、担当職員が受託者に対して業務の方法等を示し、実施させることをいう。
- (3) 報告とは、受託者が担当職員に対して業務上の実績や状況、連絡事項等を知らせることをいい、必要に応じて担当職員との協議を行う。

### 3 安全管理等

- (1) 作業の従事にあたっては、事故の防止に細心の注意を払い、関連法規の遵守はもとより道路交通法及び道路運送車両法に基づく安全運転管理者及び整備管理者等を配置し、運行管理体制を整えるものとする。
- (2) 業務実施にあたり、関係官庁等に対する必要な諸手続きは、受託者において速やかに行うものとする。
- (3) 業務実施に伴い特別な交通規制等が必要となる場合は、事前に担当職員と協議するものとする。
- (4) 作業実施において自動車事故等が発生したときは、安全確保、負傷者の救助を第一優先とし、適切かつ迅速に対処するものとする。また、遅滞なくその状況を担当職員に連絡し、速やかに事故報告書、事故現場見取図（様式7、7-1）、位置図、状況写真を提出するものとする。

### 4 作業の実施報告等

- (1) 毎日の作業の実施については、作業終了後、速やかに次の書類により担当職員へ報告を行うものとする。

#### ① 樹木伐採剪定業務作業日報（様式5）

### 5 業務の実施から完了までの事務手続き

契約締結後における業務実施に伴う事務手続きは、次によるものとする。

- (1) 業務着手届（様式1）
  - (2) 現場代理人届（様式2）
    - 1 同届には、当該代理人に係る経歴書（様式2-1）を添付すること。
    - 2 現場代理人を変更する場合は、現場代理人変更届（様式2-2）を提出すること。
  - (3) 業務日程表（様式3）
    - ① 同届には、日程表（様式3-1）を添付すること。
- ※ 上記（1）～（3）を一括に綴じ、それぞれ割印のうえ、契約締結後速やかに提出すること。
- (4) その他各種届（様式4）
    - ① 安全運転管理者及び整備管理者届
    - ② 使用車両届
    - ③ 型式証明書
    - ④ 道路使用許可証の写し
    - ⑤ 資格証明書の写し（高所作業車を運転または操作する作業従事者は、労働安全衛生法に基づく高所作業 運転技能講習を修了したものを提出）
- ※ 上記届を一括に綴じること。また、安全運転管理者、整備管理者及び使用車両を変更する場合は、変更届等（様式4-2）を速やかに提出すること。
- ※ 上記（4）は、契約締結後速やかに提出すること。
- (5) 協議簿（任意様式）
  - (6) 完了届（様式6）
  - (7) 写真帳（第3節 2 写真管理基準による）

### 6 作業実施における留意事項

- (1) 受託者は、作業着手前に所轄警察署に道路使用許可申請を行い、許可を受けてから作業を実施するものとする。なお、許可書受理後、直ちに許可書の写しを担当職員に提出すること。
- (2) 受託者は、気象状況及び作業箇所の状況を把握し、効果的な伐採剪定業務を行うものとする。

- (3) 作業日が雨天の場合は、作業箇所の状況により作業を中止又は一時中止するものとする。
- (4) 受託者は、作業の実施にあたり問題等が生じた場合は、担当職員と協議のうえ、その指示により作業を行うものとする。
- (5) 作業の実施については、交通法規はもとより関係法規を遵守するとともに、運転操作に過信のないよう十分注意を払うものとする。
- (6) いかなる場合であっても私有地に進入し、駐車及び方向転換をしてはならない。
- (7) 作業従事者は、作業に適した服装で従事し、必ずヘルメットを着用すること。また、休憩時間を除いて、作業中の喫煙は禁止する。
- (8) 受託者は、市民に対し常に親切・丁寧に接することとし、誤解や不審を招くことのないよう作業従事者に徹底させること。
- (9) 受託者は、排気ガス等による環境負荷の低減を図るため、札幌市策定の環境方針を十分理解、尊重し、使用する全車両が一定時間停車する場合には、アイドリングストップを励行する等、排気ガスによる環境負荷の低減に努めるよう作業従事者に徹底させること。
- (10) 受託者は、作業着手前に伐採剪定作業を実施するために必要な手順等について作業計画書を作成し、担当職員へ提出すること。また、受託者は、作業計画書を遵守し作業を実施すること。なお、作業計画書を作成するにあたり、次の事項を記載すること。
  - ・作業概要・計画工程表・現場組織表・使用車両・作業方法・作業管理計画
  - ・緊急時の体制及び対応・安全管理・交通管理・環境対策・その他

## 第2節 樹木伐採剪定業務

### 1 業務内容

通行者および近隣住民の安全を確保するために行うものであり、以下の項目に区分する。

| 項 目    | 機 材 等                  | 規 格                       | 作 業 内 容                                  |
|--------|------------------------|---------------------------|------------------------------------------|
| 伐採剪定作業 | チェーンソー                 | 鋸長600mm、排気量0.080L         | 倒木により通行者および近隣住民に危険がおよぶ可能性がある路傍樹の伐採・剪定を行う |
|        | トラック<br>[クレーン装置付き]     | ベーストラック2t積<br>吊能力2.9t     |                                          |
|        | 高所作業車<br>[トラック架装・垂直昇降] | プラットフォーム型<br>9.9m×1,000kg |                                          |
|        | 交通誘導警備員                |                           |                                          |

※ 使用機材の規格は上表と同等以上のものを基本とするが、調達できない場合は担当職員と協議のうえ決定すること。

### 2 作業の指示等

- (1) 作業日は、施行期間のうち土日・祝日・お盆休暇を除くものとし、作業時間は概ね午前9時から午後5時とする。なお、これにより難しい場合は、担当職員と協議するものとする。
- (2) 作業にあたっては、適切な交通誘導を行い、歩行者及び通行車両等に十分注意を払うなど事故防止に努めるものとする。
- (3) 作業実施にあたり、近隣住民へ騒音等の影響が及ぶ可能性がある場合は、事前に周知を徹底すること。

### 3 作業実施要領

伐採作業は、上記1の使用車両により行い、実施方法は以下のとおりとする。

また、現場代理人は気象状況及び作業箇所状況を把握し、作業開始及び中止の判断、作業の指示・状況・終了等の確認を行うとともに、担当職員との連絡調整を行うものとする。

#### (1) 伐採剪定作業

- ① 倒木により通行者および近隣住民に危険がおよぶ可能性がある路傍樹の伐採剪定を行う。
- ② 道路上にて高所作業車を使用する場合や、通行人等の安全に支障を来たす場合には、交通誘導員を配置し、適切な交通規制および誘導を行うこと。
- ③ 作業により発生した樹木は、駒岡清掃工場（南区真駒内129-3）へ搬入するものとする。なお、搬入先を変更する場合については、事前に担当職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

### 第3節 そ の 他

#### 1 写真管理基準

| 作業項目    | 月当たり撮影基準      |        |
|---------|---------------|--------|
|         | 撮影項目          | 枚 数    |
| 伐採・剪定作業 | 全景<br>作業前・中・後 | 作業箇所ごと |
| 運搬作業    | 収集・搬入状況       | 作業箇所ごと |

- ※ 作業前・中・後は、作業箇所毎に同じ位置から各1枚撮影すること。
- ※ 運搬作業は、その都度状況写真を撮影し提出すること。
- ※ 写真には撮影月日を入れ、住所（路線名）・幹周・場所等がわかるように写真帳に整理すること。
- ※ 写真帳は、ファイル綴じしたもの（電子データで整理したものをカラー出力したものも可）を、完了時に1部提出すること。

#### 2 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別記特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

#### 3 補償

業務履行中に、建物・機器類等に損傷を与えた場合は、受託者の費用にて速やかに修復しなければならない。

#### 4 業務着手日について

本業務は、令和8年10月16日を業務着手日（想定）とする。

以 上